

「知の技法の伝承」シリーズ②

「日常世界と法の世界の 架橋を求めて」

熊本大学大学院社会文化科学研究科教授

吉田 勇



熊本大学大学院社会文化科学研究科

FD委員会編

「知の技法の伝承」シリーズのために——知は誰のものか

熊本大学大学院社会文化科学研究科長

岩岡中正

このたびFD委員会のご努力で本シリーズ第二弾が出ることになりましたことを、心から喜び感謝します。一冊目の安田宗生教授の「今、民俗学の分野では」において、長年の先生の研究の回顧を通して、「教わるよりも学びとる」職人芸のような知の技法について学びました。今回の吉田勇教授の「日常世界と法の世界の架橋を求めて」は、越境を怖れない「開かれた知」のあり方を、私たちに示しておられます。私はこれを、本当の意味で時代と社会が求めているものが何かをよく理解した、真に理論的で実践的な「賢者の学問」だと思っています。

私はFDを、この吉田教授の講演のタイトルのように「日常世界と自分の専門知の世界を架橋」する、つまり自分の努力で自分の専門の知を開いていく試みだと思っています。そこで、この「開かれた知」とそれが必要なる理由を、以下、二点述べたいと思います。

第一は、近代の知の本質にかかわる問題です。たしかに「分かる」ことは「分ける」ことに始まり、とりわけ近代の知やこれに連なる私たちの専門知は、対象を「分けて」分析・分類しそれを最小の要素に還元し、そこから世界を機械的に再構成することが得意です。しかし近代の知はともすれば、生きた全体を再生させる総合知を欠きます。私たちがこれまで「専門」の知や領域として誇ってきたものも、常により広く開かれた視野で他領域へと越境し総合してこそ、現代の複雑な課題にこたえられる、より実践的で有効な知になっていくと思います。

私たちが専門知と称しているものも、ちょっと深くボーリングすれば、問題の根っこが隣接分野とつながっていて、この隣接の知なくしては問題が解決できないことはすぐにわかります。これが、「開かれた知」「越境する知」が、今日不可欠である第一の理由です。

第二の理由は、知は誰のものかという点にあります。私たちは自分の専門知を、これまでの自分の努力で獲得した個人に固有の (proper) 財産 (property) だと思いがちなものです。しかし、私はそれだけではないと思います。私たちの専門知が、社会が私たち研究者に与えてくれている研究環境のおかげで得られたことも忘れてならないと思います。その意味で、私たちの知は公共のものでもあります。この社会から与えられた公共の知を開いて、さらに内容豊かで社会の課題解決に役立つ知として次世代に伝えることが私たち研究者の使命だと思います。

こうして私は、FD活動を、専門知をいっそう開かれたものにしていく試みだと考えています。研究と教育は表裏一体の関係にありますから、開かれた知、開かれた研究こそが、開かれた教育をもたらすと考えます。本シリーズには、すでに魅力的な第三弾が用意されていると聞きました。これからも千島教授を委員長とするFD委員会が、知の技法の伝承に向けていっそうの展開をされることを期待します。

「日常世界と法の世界の架橋を求めて」

社会文化科学研究科教授

吉田 勇

一 はじめに―今日のお話の趣旨―

おはようございます。「知の技法の伝承」というテーマで、第一回目は、今年三月に定年になられる安田先生がお話になりましたが、次は私にやってほしいというご依頼を受けました。私も来年は定年になるのは間違いないので、お引き受けしました。お話を戴いてから、一応「日常の世界と法の世界の架橋を求めて」というテーマを考えてはいましたが、その中身がなかなか決まりませんでした。あまりまとまった話はできない点はご容赦頂ければ幸いです。

私は、最初大学の工学部に入りましたが、大学に入ってからサークル活動を通して社会問題に触れて法学部に入り直しました。そのときは弁護士になりたいと思っていました。法学部では法の解釈を中心に学びます。法に関わる職業に就くには、資格試験や競争試験の試験科目に法学系の多くの科目がありますので、法の解釈を学ぶ必要があります。しかし、法の解釈を学ぶだけでは社会も人間も見えてこないということが次第に悩ましく思えるようになりました。法学部の一年のときからクラス仲間五、六人とずっと読書会を続けていたのですが、三年生になってすぐ、法の解釈ではなく法の理論を学びたいと思ひ、読書会仲間のひとりと一緒に、法哲学の先生にお願いして四年ゼミに入れてもらいました。その先生が、物事を本当に考えるとはどういうことかを、授業でも

授業の外でも身をもって実践されるのを目の当たりにして強い感銘を受け、自分の考えの浅さを思い知りました。このままでは実務家としてもやっていけないと思い、大学院に進学してその法哲学の先生の下でもう少し学びたいと思うようになりました。しかし、その先生の学識に触れるにつれて、私には法哲学を研究していく力はないと思わざるを得ませんでした。

法学部に入り直したときから法社会学への関心がありました。川島武宜という法社会学の理論的指導者がまだ健在でした。岩波新書に『日本人の法意識』を書いた有名な方です。日本近代化論の理論的枠組には次第に疑問を抱くようになりましたが、川島氏の著作からはずいぶん知的刺激を受けました。末弘厳太郎という民法学者は法社会学創始者の書いた『嘘の効用』というエッセイ集からは、現実の問題について法的に考えるとはどういうことかを学びました。教養部での社会学の授業で、マックス・ウェーバーの『職業としての学問』がレポートの課題になったのがきっかけでしたが、ウェーバーにも関心をもち続けました。出版されたばかりの世良晃志郎訳『支配の社会学』を読書会仲間と一緒に読んだのもその頃でした。

大学院では、法哲学を専攻しましたが、修士論文のテーマはウェーバーの理解社会学の方法にしました。「法は規範である」とよく言われますが、その規範を社会的に扱うとはどのようなことを明らかにするには、ウェーバーの理解社会学の形成過程に取り組むのが一つの有効な方法だと思えたからです。法社会学という学問の形成過程への関心が強かったのですが、法社会学の創始者のひとりであるオイゲン・エーデルリッヒという学者については、当時の日本でもすでにかなり研究の蓄積がありましたので、まだ本格的に研究されていなかったウェーバーに取り組みことにしたのでした。九州大学産業労働研究所を経て熊大法学部に着任してからも、ウェーバ

—の法社会学理論の研究に予想以上に時間をかけましたが、一応の区切りをつけてから、ようやく日本社会研究—とくに紛争事例を通して法と社会の関連の研究—に取り組むことになった次第です。とは言うものの、まだその研究成果は十分ではありませんので、今日のお話は研究の中間報告とご理解頂ければ幸いです。

今日のお話のあらましを述べますと、最初に、日常世界と法の世界の乖離現象を、日常言語と法的言語の乖離を通して取り上げます。つぎに、社会の「法化」に伴って生じてきた日常世界と法の世界の相互浸透の具体的な姿を明らかにするために、隣人訴訟事件と水俣病事件という二つの紛争事例を取り上げます。最後に、日本社会における紛争解決交渉過程にみられる二つの特徴に着目します。キーワードで言えば、 \wedge 誠意ある対応 \vee と \wedge 納得のいく解決 \vee です。紛争当事者の思いを見ると、特に被害者が加害者に対して \wedge 誠意ある対応 \vee を求めているという事実がよく観察されます。「誠意」は一般には何か心情的なものと思われていますが、私は「誠意」が規範的な意味をもつ場合に注目して、そのような「誠意」を \wedge 誠意規範 \vee と名づけています。また、「納得のいく解決をしたい」 $\&$ 、「それでは納得がいかない」というように、「納得」という言葉も、紛争当事者の口からよく語られます。しかも「納得」も単なる満足ではなく、第三者からの共感と支援が得られるという意味では規範的な働きをもつ場合があるといえます。二つのキーワードは紛争事例研究を進める過程で得られたものです。紛争事例研究を通して日本社会研究への示唆を得たいというのが私の問題意識です。前置きが長くなりました。それでは本題にはいります。

二 日常世界と法の世界の乖離—日常言語と法的言語の乖離を通して—

今日のテーマは「日常世界と法の世界の架橋を求めて」ですが、日常世界も法の世界もかなり大雑把な意味で使っていますので、大雑把に理解してください。日常世界と法の世界の乖離は、言葉の次元に引きつけられ、日常言語と法的言語の乖離ということになり、少し明確になります。この二つの言語の乖離には二つの類型が区別されます。一つは、△専門的乖離▽、すなわち法的言語が利害調整や紛争解決の基準であることに由来する乖離であり、もう一つは△文化的乖離▽、すなわち日本が明治以降に西洋の法制度あるいは法典を翻訳的に継受したことに由来する乖離です。

日常言語と法的言語の△専門的乖離▽

△専門的乖離▽というのは、簡単にいうと、法的言語というのは社会の中の紛争の解決や利害の調整のための明確な基準としての役割をもたねばならないから、豊かだけでも曖昧な意味を持つ日常言語をそのまま法的言語として使うわけにはいかない、ということです。法的言語を日常世界で使いこなすなどできませんしその必要ありませんが、法的言語が日常言語から切り離されてしまってもよいわけではありません。法的言語はもっぱら裁判の場で使われるとはいえ、社会における利害対立の調整や紛争の解決のために使われるのですから、法実務家によってしか理解できないのであれば、当然に不都合が生じます。法的言語の日常的な理解可能性を断念してしまうわけにはいきません。

思えば、日本近代になってからも、地域社会では、世話役や知恵者や地域の有力者の仲介で、紛争当事者が日常言語で対話しながら紛争の解決を試みてきたのではないかと



思います。この場合には、法的言語を援用しないでも、というよりも法的言語を援用しないほうが、紛争は平和的に解決されたと言ったほうがよいかもしれません。

しかし現代社会では、もはやそのような解決の仕組みに期待することができなくなりました。社会の多様化に伴い紛争当事者間の利害対立や価値観の違いが大きくなってきただけでなく、紛争当事者間に介在して世話役や知恵者や有力者がいわば仲裁的な調停をするような地域社会的条件が失われてきたからです。しかも、私たちは、利害対立を抑制したりその紛争化を回避したりするために知恵を使うことは日常的にあっても、利害対立の調整や紛争の解決に必要な実践知を身に着ける機会をあまり持たずにきています。

利害対立もその紛争化も避けられなくなってきたとすれば、私たちはどうしたらよいのでしょうか。長期的にみれば、私たちは、先ず第一に、紛争当事者間の利害調整や紛争解決のために使えるような日常言語を豊かに洗練させていく必要があります。紛争の多くは私たちの日常生活で起きるからです。つぎに、そのように洗練された日常言語を法的言語に組み入れることによって、法の世界と法的言語を少しでも日常的に理解可能なものにする必要があります。日本の法学にもこれだけの蓄積があるわけですから、もっとわかりやすい法的言語を作り出す工夫が、立法者にも法学者にも求められる時代が来ています。さらに、日常生活と法の世界を架橋する理論的かつ実践的な枠組みを意識的に構築する必要があります。裁判外紛争解決方法(ADR)の拡充・活性化もこのような文脈で考えられる必要があります。▲専門的乖離▽自体は避けられませんが、裁判外の紛争解決に活用できる日常言語を豊かにすること、できるだけ日常的な観点からも理解可能な法の世界を構築することが、日本社会のこれからの課題になります。それでも、法的言語の日常的な理解可能性には限度がありますので、法的言語と日

常言語を架橋しうる法律実務家が必要になりますし、法に関わる職業に就く人のための法学教育も必要になります。法的言語も、もともとは日常言語を母体としていることを忘れてはならないと思います。

日常言語と法的言語の文化的乖離——『自由』と「権利」を例として——

もうひとつの文化的乖離は、日本の法的言語のほとんどが西洋の法的言語の翻訳であることに由来する乖離です。法的言語の中でも最も基本的な「自由」と「権利」を取り上げることになります。LibertyとかFreedomの訳語として現在用いられているのは「自由」という言葉ですが、幕末から明治初期には、「自由自在」、「自在」、「自由」などの訳語が混在していましたし、中国では確か「自尊」とか「自立」という訳語もありました。それらの中から「自由」という訳語が定着してきました。「自由」は、日本では本来「わがまま勝手」という否定的な意味で使われていたようです。今まで否定的に使われていた言葉があえて法的言語として採用されたのがこの「自由」です。もともと、宗教的には「自由」が良い意味で用いられた例がないわけではありませんが、ここでは日常的な意味に限ります。

「自由」という言葉の時代的な意味を象徴的に示す一つのエピソードが、柳田国男という民俗学者の『故郷七十年』という書物の序文に出てきます。酔っ払いの博徒が、家の門のところをわめていたので、それを咎めて帰そうとすると、「自由の権だ」と言っただけで暴れたというお話です。酔っ払いの博徒も「自由の権だ」と口にするほど、この言葉がこの時代に普及していた証拠でもありませんが、その光景を門の陰から見ている少年は、「自由」という言葉が嫌いになっただけでなく、自由党の党首である板垣退助に対しても好意を持てなかったというのです。「自由」と「民権」が一緒になったのが自由民権運動ですが、「自由の権」の通俗性を嫌う人々のひ

とりが若き柳田少年でした。ちなみに今「ヤナギタ」ではなく「ヤナギタ」と申ししたのは「ヤナギタ」が正しい名前だからです。柳田（ヤナギタ）家に養子に行っているわけです。

RightとかRechtの訳語についても、いろんな訳語が作られました。「通義」、「権理」、「権義」あるいは「権」といった言葉の中で、現在のように、「権」と「利」をあわせた「権利」という言葉が定着してきました。「通義」、「権理」、「権義」という訳語には道徳的な正しさという意味が入っているのは、RightとかRechtに正しさという意味が込められているからです。「権」と利益の「利」が一緒になりますと、道徳的な正しさという意味は消えますが、その「権利」が定着してきたこととなります。「権」は「力」という意味で、「利」は利益という意味でそれぞれ使われていましたが、そのふたつを組み合わせた「権利」はそれまで使われていなかった言葉だと言われています。

西欧の法的言語の翻訳語が日常世界で語られる場合には、その翻訳語には法的言語としての新しい意味と日常言語としての漢語がもっていた意味が二重化されることとなります。だから「権利」も「自由」も、法的意味と日常の意味の二重性を最初から帯びています。どちらか一方の意味だけが正しいわけではありません。もちろん法の世界では法的言語としての意味がもつばら採用されますが、日常世界の人々が使う「自由」や「権利」という言葉には日常の意味が込められるのは不可避です。「自由」の主張に対しては、「わがまま勝手なことを言うな」とか、「規律も大事にしろ」とか「無責任であってはならない」といった反論が必ず出てきますし、「権利」主張に対しても、「自分の利益ばかり主張する」とか、「義務を大切にしろ」とか、「もつと責任を自覚しろ」といった反対意見が出てきます。これらの反対意見は「自由」や「権利」という法的言語の意味を誤解していると批判

するのは容易ですが、それでは済まない問題です。

私たちが日常世界と法の世界を架橋したいのであれば、今でも「自由」や「権利」という法的言語のもつ二重の意味を押さえておく必要があります。私たちが日常世界の中で、他者に面と向かつて「私の自由です」とか「私の権利を主張します」と言うには、勇気や覚悟を必要とするのが普通です。そういう意味では「自由」と「権利」は、日常の世界では改まった対立状況の中でしか使われない言葉であり続けています。しかし他方では、訴訟による紛争解決のためには「自由」や「権利」という法的言語を法的意味に限定して用いる必要があります。私たちの日常的な社会関係のなかでも、紛争化すれば交渉過程でも法的言語を戦略的に利用する場合があります。

私たちは、通常は、売買の法的意味を意識することはありません。売買をめぐるトラブルが起きたときにはじめて、売買の法的意味が意識されます。結婚という夫婦関係も同じです。結婚は法的には「婚姻」と言いますが、結婚は夫婦の愛情に支えられているだけでなく、制度的にも承認されています。しかし制度としての「婚姻」が意識されるのは、結婚するとき、子どもが生まれたとき、離婚するときなど、かなり限られた場合です。売買も結婚も、日常世界と法の世界の双方に関わっている日常的な営みです。

言葉の次元から世界の次元に戻しますと、日常世界と法の世界の乖離がどの時代にもどの社会にもあったことをわかりやすく論じたのが末弘厳太郎さんの「嘘の効用」というエッセイです。「嘘」を活用して人を救う物語が紹介されています。「嘘」とはフィクションのことで、法の分野では「擬制」と訳されます。ローマ時代には、モンスターム *monstrum* の法理というものがありませんでした。モンスタームは鬼兎と訳されています。人の子ではないという意味です。産んだ子が重度の奇形児であれば、母親がその子を死に至らしめることがしばしばあったよう

です。それを殺人だと見做せば母親があまりにも可哀想だから、殺したのは人ではなくてモンストルムだと解釈して、その母親を救ったという話です。

「馴れ合い訴訟」という例も出てきます。キリスト教の国ではなかなか離婚が難しく、法律が認める離婚原因もはっきり限定されています。しかし離婚したい夫婦は芝居をしてでも離婚原因があつたことにするわけです。離婚したい妻が夫の虐待を理由に訴え出ます。裁判官は法廷で夫に対して妻を虐待したかと訊き、夫は虐待しませんでしたと自白する。そうすれば、裁判官は裁判上の離婚原因である虐待があつたと事実認定せざるをえない。裁判官も芝居ではないかと薄々気づいたとしても、夫が虐待したと自白する以上、「嘘」だと言うわけにいかない。これが「馴れ合い訴訟」と言われるものです。裁判離婚だけしか認めない法制度だけを見れば、法律の厳格さによって妻が保護されているように見えます。しかし、現実には離婚したい夫婦は裁判離婚制度を利用して実質的には協議離婚をしていることになりました。日本のように協議離婚が認められていなくても、実質的には協議離婚が「馴れ合い訴訟」という形で行われる場合があるわけです。アメリカでもこのような訴訟があると聞いています。一定の事実があれば苛酷な法律を適用しなければならぬならば、その事実がないか事実が違ふことにして、人を救ふこともあれば、事実があれば法律の適用によって人が救われる場合には、事実がなくても事実があると、いう「嘘」を利用して法律の適用によって人を救ふこともあるわけです。このように、日常世界と法の世界を調整するために「嘘」が巧みに使われてきたことを、末弘さんは示唆しています。

「嘘」を活用するだけではうまくいかない場合には、法改正ないし新しい法の制定が必要になります。明治期に作られた民法では解決できないような新しい紛争(争議)が、大正期には次々に起きて来ました。新しい社会立

法が登場し、法律と現実の乖離を埋めるための判例法が形成されはじめます。例えば、民法では届出によって法律上の婚姻が成立します。届出以前は、通常「内縁」とか「準婚」とか「事実婚」と言われます。民法の起草者は届出があつて初めて「法律婚」として有効だ、届出以前は無効だと考えていましたが、それでは不都合が多すぎます。日本にはすでに戸籍制度ができていましたが、結婚と同時に妻を戸籍に入れるのではなく、子供ができたら入籍する、家風に馴染むまで籍に入れないといった慣行もありました。すでに大正初期に、結婚式を挙げたあと婚姻届を出す前に「離婚」した場合には、妻は保護されなくてよいのが問題になりました。妻によつてというよりも、実質的には妻の実家によつて訴訟が提起されたといえます。その結果、「内縁」が不当に破棄された場合には損害賠償の請求ができるという判例法が、大正期から形成されて現在に至つてゐるわけです。社会慣習と折り合いをつけるために、いろんな分野で法律が予定していなかつた判例法が形成されてきましたが、裁判官が判例法を形成したのは、日常世界と法の世界を架橋するためであることは間違ひありません。

さて、現代では、日常言語と法的言語の乖離という問題は新しい段階に至つてゐます。裁判員制度の導入によつて、市民にとつてわかりやすい裁判が課題になつてきたからです。言語学者と法学者が協力して、法的言語をわかりやすく説明するための研究を進めています。このような研究のこれからの発展を期待したいと思います。

三 日常世界と法の世界の相互浸透—二つの紛争事例を通して—

社会の「 legalization 」により、日常世界と法の世界の相互浸透が進んできました。「 legalization 」とは *Legalization* や *Verrechtlichung* の訳語ですが、簡単にいえば、法の役割が社会の中で増大していく経験的傾向のことです。法

の必要性が社会の中で高まっていく傾向と説明している学者もいます。

今まで法的に規制されていなかった領域でも法が必要とされるようになってきましたし、新しいタイプの訴訟も登場してきました。これは従来型の紛争解決の仕組みが壊れてきたために、法や訴訟や弁護士の利用が必要とされる状況が出てきたことを意味しています。日常世界と法の世界の相互浸透を明らかにする方法はいろいろありますが、私は具体的な紛争事例研究を重視しています。多様な紛争解決過程から理解可能な形で経験的規則性を引き出したいというのが私の問題意識です。

本日は、日常世界と法の世界の相互浸透の具体的な姿を明らかにするために、二つの事件を取り上げます。隣人訴訟事件と水俣病事件です。私たちは、二つの紛争事例の紛争解決過程を通して、訴訟による法的解決の役割とその限界をぎりぎりのところまで追求することができます。

隣人訴訟事件

隣人訴訟の判決は一九八三年に出ました。その時、非常に大きな社会的反響があり、「隣人訴訟」という言葉がその年の流行語大賞を取りました。この事件は、三歳四ヶ月の男の子（A）が新興団地のすぐ側の溜池で水死したという不幸な事件です。その出発点は、母親がAを買い物に連れて行こうと思っただけでしたが、Aが行かないと言ったことにあります。Aは大掃除中だった隣人宅の四歳の男の子（B）と遊んでいましたので、大掃除中の隣人宅のBの父親にまず相談したところ、その父親は自分がいるから置いていったらという趣旨のことを言われたようです。そこでAの母親がBの母親に「使いに行くからよろしくお願いします」と述べたところ、Bの母親は「子供が二人で一緒に遊んでいるから大丈夫でしょう」といって、これを受けた」と裁判所は認定していま

す。Aの母親はAをBと遊ばせたまま買物に行き、買物から帰ってくるまでの約三〇分の間に、Aが溜池に入つて溺死したという事件です。被告夫婦からは事故の真相説明も「誠意ある謝罪」もないことに納得できない原告夫婦は、被告夫婦にもAの溺死について法的責任があるとして訴訟を提起しました。訴えの提起自体は、私が新聞を調べた限り記事になっていません。大きく報道されたのは判決のときです。原告夫婦は被告夫婦と市、国、建設会社に対して、二八八〇万円余の金銭賠償を請求しましたが、判決が認めたのは隣人夫婦の三割の責任だけでした。

原告夫婦に七割の責任があるとされたのは、大掃除中であることを知りながら隣人宅に子供を預けたこと、日頃から危険なため池に対するしつけをしていなかったという理由によります。原告夫婦は溜池の管理責任の落ち度も問うていましたが、判決は、市には管理責任はあるが落ち度はない、国と県には管理責任そのものがない、建設会社には不法行為責任はない、というものでした。結局、三割の責任とはいえ、隣人夫婦にもAの溺死に対する法的責任が負わされたことが大きく報道されたわけです。

この判決報道の直後から、匿名の非難中傷の電話が原告宅に押し寄せ、一週間に五〇〇件から六〇〇件ぐらいあつたと言われています。母親はノイローゼのようになります。父親も職を失い、子供が学校に行くと五〇〇万円を何に使ったかといじめられ、親類の仕事にも影響が出たようです。たまりかねた原告夫婦は訴え自体を取り下げました。

資料の判決報道をご覧ください。朝日新聞は「預かった側にも責任」という見出しをつけていますが、「預かった側にも責任」という新聞もあります。「にも」が正確です。7割が原告側の責任ですから、「に」であれば、誤解

を生みます。原告夫婦は子どもを「法的に預けた」と主張したのに対して、「子供たちが二人で遊んでいるから大丈夫でしょう」という応答の仕方は、関西では婉曲的には断ったという趣旨だというのが隣人夫婦側の思いのようでした。このように、子どもを預かったかどうかが法的争点で判決内容は「法的には預かっていない」という結論だったのに、どの新聞も「子どもを預かった」と報道しています。裁判所は法的な意味では預かっていないと判決しながら、不法行為責任を三割について認めたことから、法的には預かっていないけれども「好意で預かった」と新聞は報道したものと推測できます。

子どもの預けあいに関する日本で初めての訴訟の動機が、被告夫婦からの「誠意ある謝罪」がなかったからであることをどのように理解するか、なにゆえにこれだけの匿名の社会的反応が起きたのか、両当事者が納得できる法的解決は困難ではないか、そうであれば訴訟手続以外にどのような解決が望ましかったのか、隣人に金銭賠償を求めたことの意味をどのように理解するか、など多くの問題が見出されます。そして何よりも、通夜と告別式以降に両夫婦間のコミュニケーションが完全に切れたのはなぜか、隣人夫婦相互での相對交渉が全くないまま、いきなり訴訟となったのはなぜか、隣人夫婦が原告はまだ若いからまた生めばいいとか、私には責任はないと言っていたという噂が原告の耳に入ったと言われていますが、その噂の真相が確認されないまま、訴訟になったのはなぜか、弁護士は適切な役割を果たしているのか、なども問題になります。

ここで新聞記事をご覧ください。新聞の①と②は朝日新聞の名古屋本社版の夕刊一面トップの記事です。③は朝日新聞東京本社版の記事です。名古屋本社版がこの判決を一面トップで取り上げ、社会面でも詳しく報道していますが、東京本社版と西部本社版はそれよりも相当に小さく扱っています。中日新聞は、判決当日の一面トッ

プ記事に続けて判決の翌日にも関連情報を集めて、大きな特集記事を掲載しています。どの新聞を見ても原告夫婦の名前は出ています。住所も町名まで出ていますが、番地まで書いているのもありました。被告を最後まで匿名でAさんと書き続けたのは産経新聞だけでした。毎日新聞は最初の三日ぐらいは被告を匿名にしていますが、他の新聞が報道しているからという理由で名前を出しました。産経新聞の三回の連載記事は、私が見た特集記事のなかでは一番詳しいものです。

訴えの取下げの記事は、朝日新聞では、西部本社版でも東京本社版でも最初から一面トップで扱われていました。どの新聞も「勝訴の原告」とか「勝った原告」という見出しになっていますが、その原告が「正体不明の声に脅されて」訴えを取り下げたことが、どの本社版でも一面トップに取り上げるに値する大事件だと判断されたことがわかります。もともと、「勝った」とか「勝訴」というのは言い過ぎで、隣人に認められたのは三割の責任にとどまり、自治体の責任は認められなかったのですから、せいぜい一部勝訴と書くべきところです。

訴え取下げ後、各新聞は「隣人訴訟」事件を検証する特集記事を掲載します。それによって次第に事実関係も双方の主張も理解できるようになってきたためか、読者の反応は落ち着いてきます。各新聞の記名投書欄をずっと調べてみましたが、最初は原告夫婦に対する批判が圧倒的に多かったです。訴えの取下げ後には、原告夫婦に理解や同情を示す投書も増えてきました。これらの一連の社会的反応は、日本社会の一面が現われた社会現象として説明する必要があると思います。

このように主要な新聞記事を本社別に調べることでできたのは、一八才以上であれば誰でも国会図書館の四階にある新聞閲覧室が利用できるからです。地方版も含めて主要な新聞はすべてマイクロフィルム化されています。

隣人訴訟の判決があった一九八三年の二月二十五日の夕刊から、四月二十一日の法務省見解の時期のあとまで、各新聞の隣人訴訟事件関連の記事を丁寧に辿りました。半月単位のマイクロフィルムを三箱ずつ借りては、マイクロリーダーで調べて必要な部分の複写を依頼するということを、閲覧時間の制約のなかで繰り返しました。国会図書館にいつでも通える東京の研究者が羨ましいと思いつつ、出張旅費と自費を使って国会図書館に通いました。

ちよつと脱線しましたが、この隣人訴訟事件は、「好意で預かった」子が溺死した責任を問うために隣人夫婦同士が法廷で争った日本で最初のケースです。法的責任はないと考えていた被告夫婦は、三割の責任があるという判決に納得できなくて控訴しました。原告夫婦も、自分の子が溺死した責任の七割が自分たちにあるとされたことと溜池に対する市の管理責任の落ち度が認められなかったことが納得できないので、控訴しようと考えていました。ところが思わぬ匿名の非難中傷や夫の失業などに耐えかねて、訴え自体を取り下げたのです。その直後に被告側弁護士が控訴して争うと表明したところ、今度は匿名の非難中傷が被告夫婦に向けられました。人殺しだとか、封筒に入れたカミソリで死ねとか、悪質な嫌がらせを受けたために、被告夫婦も訴えの取り下げに同意しました。市、国、県、建設会社も訴えの取り下げに同意しましたので、この判決は最初から効力のないものになったわけです。原告夫婦が隣人夫婦を訴えたのは「誠意ある謝罪」がないという動機によるものでした。被告夫婦も原告夫婦も匿名の非難・中傷によってA納得のいく解決V志向を阻まれてしまったことがわかります。私たちが当事者だったらどのように解決したろうかと考えると、現在でも解決の難しい事件であることがわかります。このような不幸な事件では、相対交渉による解決が著しく困難であること、訴訟になっても当事者双方がA

納得のいく解決Vに至ることはほとんど不可能であることがわかります。そうなれば、相対交渉と訴訟の間に、両当事者双方のA納得のいく解決V志向に適合した裁判外の紛争解決援助手続の可能性がないのかどうか問われることとなります。

水俣病事件

もう一つの紛争事例は水俣病事件です。皆さん方もよくご存知の紛争事例なので、資料は付けませんでした。水俣病患者の公式確認からすでに五四年経過しましたが、まだこの事件は未解決です。この事件史をみますと、これまでに多様な解決方法が試みられてきたことがわかります。膨大な時間と労力が、患者さんたちによっても、それに対抗するチッソや行政によっても、費やされてきたことがわかります。紛争解決過程を考える時は水俣病患者さんたちがどのように解決しようとしたのかに注目する必要があります。患者さんたちが戦略的に事件史を切り開いて来たところが少なくないと思いますが、それを支えたのが支援グループであり、訴訟では弁護士だということも押さえておく必要があります。紛争解決過程の具体的な様相は、その過程を体験した当事者(患者とチッソと行政)や第三者の方々の証言を聞かなければわかりませんが、水俣病患者であることをチッソと行政に認めさせ、補償を勝ち取るために、患者さんたちがいかに苛酷な闘いを強いられたかがわかります。

最初にできた患者団体で、重症患者とその家族からなる水俣病患者家庭互助会は、本当に孤立無援の闘いを余儀なくされました。その時期に、魚が売れなくなった漁民たちもチッソに抗議してチッソの工場に乱入したことがありました。チッソと漁民との紛争を解決するために、不知火海漁業紛争調停委員会が設置されました。県知事、水俣市長、県議会議長、町村会会長、熊本日日新聞の社長の五名がメンバーです。この委員会は、自分たち

の補償問題を取り上げてくれるようにという患者側の要請を受け容れました。互助会側は、一人当たり三百万の補償を求めたものの、非常に低額の見舞金契約を受け入れざるをえませんでした。しかも、見舞金契約の第五条には、将来、水俣病は工場の廃液が原因だとわかった場合にも新たな補償要求をしないという権利放棄条項が規定されていました。この条項は後に第一次民事訴訟では公序良俗に反して無効だと判断されることになりました。

県知事をはじめとする地方行政の有力者が入った調停委員会だったのに、あまりにもチツソ寄りの調停案になったのはなぜでしょうか。チツソと互助会のように交渉力格差があまりにも大きい紛争当事者間では、交渉力の大きい当事者が同意する内容でなければ、そもそも調停案が策定できなかったと言わざるをえないのかもしれませんが。見舞金契約が締結されたのは一九五九年十二月三〇日でした。チツソは、すでに猫四〇〇号実験により工場排水が水俣病の原因だと知りながら、水俣病の原因はまだ不明であるという認識に立って、水俣病の原因がチツソの工場にあるとわかって、新たな補償要求はしないという権利放棄条項を、調停委員会にも互助会にも認めさせたのでした。

政府が水俣病の原因が工場だと公式に認めたのは、その九年後の一九六八年でした。この政府の公害病認定によって、患者家庭互助会は補償問題を再燃させます。チツソは再び第三者委員会を作るように厚生省に求めます。厚生省は、補償処理委員会を作る条件として、患者側に、委員会の人選も救済内容も厚生省に委ねるといふ確約書の提出を求めました。この確約書を提出することは、補償問題の解決を厚生省の設置する第三者委員会の仲裁に委ねるといふ仲裁合意を意味します。見舞金契約で苦しい思いをしてきた患者家庭互助会会員はもう二度と騙されまいと思いつつも、もう一度厚生省を信頼して確約書を出した患者らと、もう二度と騙されないために確

約書の提出を拒否した患者らに分かれました。一九六九年四月五日のことです。前者が一任派、後者は、新潟水俣病患者の訴え提起に刺激をうけ、自主交渉に応じないチツソを相手に民事訴訟を提起することになる訴訟派です。どちらも厳しい選択をしたことに変わりはありませんでした。

訴訟派が熊本地裁に提訴したのと同じ日に、川本輝夫氏宅に集まった患者グループがありました。のちに自主交渉派と呼ばれる患者グループです。九六八年の政府の公害病認定後に認定申請して棄却された患者グループです。未認定患者らは、感覚障害をはじめとする水俣病の典型症状をかかえているからこそ水俣病の認定申請をしています。患者らが理由も示されない棄却処分に納得できないのは当然のことです。

自主交渉派患者は、一九七〇年八月一八日に県の棄却処分に対する行政不服審査請求をしたところ、設置されたばかりの環境庁が一九七一年八月七日に県の棄却処分を取消す裁判をしたために、県が認定した患者グループです。しかしチツソによって新認定患者として差別的に扱われたために、自主交渉派は、当初はチツソ水俣工場前に、ひき続き一部はチツソの東京本社ビル前にテントを張って座り込みを続けながら、チツソの幹部に人間としての誠意ある対応を求め続けましたが、チツソは、交渉に応じるどころか、千葉の五井工場から動員された若い従業員たちに、患者らと支援者らを建物の外に放り出させるという強硬姿勢を取り続けました。

一九七三年の三月二十日に、熊本地裁の第一次民事訴訟の判決が出されました。チツソの不法行為責任を認め、全面勝訴判決ではありませんでしたが、訴訟派の患者さんたちは万歳という声を挙げませんでした。判決によって得られるのは金銭賠償だけで、恒久対策は全くありません。訴訟派は直ちに上京して、自主交渉派と合流して東京交渉団を結成します。その東京交渉団が、民事判決の成果をふまえて、訴訟では得られなかった恒久対策を求め

るために、チツソの幹部との相対交渉を求めることになります。

しかし、チツソは、患者から見れば全く誠意のない対応Vを続けました。チツソは患者の交渉要求を拒み、どこまでも長期戦に持ち込もうとします。自主交渉派の座り込みにも展望があったわけではありません。闘いが長期化しますと、その間に、チツソからも、東京本社ビル前に座り込んでいる患者グループと、水俣の工場前で座り込みを続けている患者グループの間を分断するための切り崩し工作があったようです。段々仲間が少なくなりますが、自主交渉派は闘い抜きます。自主交渉派に本懐を遂げさせるために黒子に徹した支援グループがあったからこそ、自主交渉派の闘いも可能になったとい

う面もあります。最終的には、環境庁長官と県知事の立会いのもとに、東京交渉団とチツソの間で補償協定が締結されます。判決で認められた一時金に加えて、終身特別調整手当という年金、医療手当、介護手当、おむつ代などが補償内容として獲得されました。判決で金銭をいくら支払えと言われても、それだけでは恒久的な解決にはなりませんので、どうしてもその後の交渉が必要になります。自主交渉派の最初の座り込みから、補償協定書の締結まで実に一年八か月の闘いが続けられたことになります。

行政型の調停と仲裁による解決、訴訟による解決のほかに、自主交渉派の闘いが続きましたが、さらに、第三次民事訴訟では、チツソの不法行為責任だけでなく、国と県の行政責任が問われましたが、六つの地裁判決は国と県の行政責任を認めるもの三つ、否定するもの三つに分かれました。「生きていくうちの救済」のために和解協議が進められました。最後まで国が参加しませんでしたので、和解協議自体は成立しませんでした。その代わ



りに、国は「全面的かつ最終的」解決を求めて政治解決を進めることとなります。五つの大きな患者団体と一人強の患者が、苦渋の選択としてこの政治解決を受け入れました。その後、政治解決を受け入れなかった関西訴訟の患者らの闘いにより、控訴審判決と最高裁判決が漸く国と県の責任を認めたのでした。第二の政治決着に向けて水俣病特別措置法が制定されましたが、具体的にはこれから詰められていくものと思います。現在でもまだ未認定患者がどこまで広がるかはまだわかりません。

今日のお話では隣人訴訟事件と水俣病事件しか取り上げませんでしたが、こういう事例研究を重ねていきますと、それらの紛争事例の中に共通にみられる要素が見えてきます。そこに日本社会における紛争解決過程の二つの特徴を見出すことができます。ひとつは「誠意ある対応」という特徴であり、もうひとつは「納得のゆく解決」という特徴です。

四 「紛争事例研究から日本社会研究へ」(二)「誠意ある対応」の研究

まず紛争当事者の求める「誠意ある対応」の研究ということですが、「誠意」とは単なる心情に過ぎないと考えている方が少なくありません。また、「誠意」ではなく「誠実」が研究の対象になっていまして、「誠実であればいいのか」という心情倫理批判がなされることもあります。私の見る限り、この紛争解決過程で要請されている「誠意ある対応」は、かなり具体的な中身を持っています。「誠意がない」と非難をされるときも、具体的な対応が意識されています。暴力団が言えば「誠意を示せ」は「お金を出せ」という意味になります。加害者がきちんと謝罪をしないならば、被害者はその加害者に対して「誠意がない」と批判する場合にも、規範的な理由があると思

います。

交渉過程では、加害者と被害者の「誠意」は微妙にずれるのが常ですが、それをモデル化してみました。まず被害者は、加害者が「ごめんなさい」と謝罪するものと期待しています。それが△期待としての誠意▽です。加害者も通常は、自分が加害者だと自覚すれば、自分の方から責任を取ろうとします。それが△自責としての誠意▽です。「期待」の方が「自責」よりも大きければ、被害者は加害者に対して「誠意を示せ」と要求します。△要求としての誠意▽です。それに対して加害者が応えるのが△応答としての誠意▽です。それでも足りないときには、被害者は加害者を「誠意がない」と非難します。△非難としての誠意▽です。それに対して、加害者が自分は十分誠意を尽くしていると述べるのが△弁明としての誠意▽です。最終的には、被害者が加害者に△納得としての誠意▽を感じた場合や、被害者が、加害者が一応頭を下げたからと△儀礼としての誠意▽を認める場合に、紛争が最終することになります。

今述べた順序で、△誠意ある対応▽の交換過程は進行するというのが仮説的なモデルですが、常にこの順序を辿るわけではありません。△非難としての誠意▽から相手との関係を断つ場合もあれば、訴訟に移行する場合もあります。交渉なしに△非難としての誠意▽から直ちに訴訟を選択すれば、周囲の人はなかなか提訴自体を理解してくれないのが常です。隣人訴訟事件はその典型といえます。

△誠意規範▽を構造的に考えるために、手続的規範と実体的規範を区別しています。できるだけ日常語でルールを表わすことにします。ルールといっても、いつも明確だというわけではありませんが、明確な場合にはルールと言えるということです。

手続的規範としての「誠意」は、紛争当事者双方に妥当しているといえますが、実体的規範としての「誠意」は、加害者が準拠すべきルールと、被害者が準拠すべきルールに区別されます。通常は加害者が当然に誠意ある対応をすべきだということですが、誠意規範という場合には、周囲が被害者に求めるルールもあります。まず、手続的規範には、話し合い解決のルール、内済のルール、段階的手順選択のルール、不意打ち禁止のルール、提訴は最後の手段のルール、提訴弁明のルールが考えられます。

実体的規範のうち加害者が準拠すべきものには、謹慎のルール、謝罪のルール、償いのルール、真相説明のルール、被害者感情受忍のルール、再発防止努力のルールが考えられます。被害者から求められるものをルール化したものです。

被害者が準拠すべきルールの前提は加害者が誠意を尽くしているということです。これはあまり考えられていないルールなので少し説明が必要です。まず許しのルールです。加害者が誠意を尽くしている場合には、被害者の周囲からも、被害者に対して加害者を許してあげたらどうかという声が出てきます。加害者をそんなに深追いしないほうがよいという深追い禁止のルールもあります。組織中では特定の人だけに責任があるということはあまりないことから、特定の個人の責任追及を厳しくしている被害者に対して過度の個人責任追及禁止のルールが働く場合もあります。いつまでも被害者感情にとらわれた状態が続く場合に、周りが立ち直りを促すことがあります。これが被害受容のルールです。このように誠意規範は被害者を苦しめることもあることが看過されてはならないと思います。

手続的規範としての「誠意」には、機能的にみれば、直接交渉による合意形成機能があります。両当事者が

△誠意ある対応▽をしていると合意形成がされやすくなるということです。それに周囲の第三者からの共感や支援が得られやすくなるという機能もあります。実体的規範としての「誠意」には、特に加害者の「誠意」には被害者の△感情鎮静化機能▽や被害者・加害者間の△関係修復機能▽があります。加害者が本当に「誠意」をもって謝れば、被害の償いを求めないで許すのは△免責責機能▽、被害の償いを軽減するのは△責任軽減機能▽です。「誠意」を示せばお金を払わずに済むことになるのが△金銭代替機能▽、誠意を示せば、そのお金が単なるお金でなく誠意の象徴という意味を持つことになるのが△金銭象徴化機能▽です。さらに△償い促進機能▽も働いているように思います。

△誠意ある交渉▽の特徴を理解するには、「ハーバード流交渉術」と対比するとわかりやすいと思います。「ハーバード流交渉術」は、当事者間の違いを当然の前提にしてその違いに上手に対処するために、当事者の意思から独立の「原則」によって正当化できるような解決案によって双方が満足する解決を説いています。「プロセスとしての関係」に基づく問題解決志向のうえに、異質な文化間にも妥当する普遍的に応用可能な交渉の仕方を追及しています。それと対比すれば、△誠意ある交渉▽の場合には、当事者間の△相互性▽志向、△合意▽志向、△心情倫理▽志向が強いのが特徴です。しかも「一人」を重視しているという意味で△人間関係▽志向も強いといえます。末弘敏太郎さんが、すでに大正期の社会時評のなかで「一人でありたい」という要求や願いが解放の思想の基礎にあると述べたことがあります。戦後についても、紛争当事者は「一人」として扱われていない状況に対する怒りや憤りを梃子にしている場合が少なくないでしょう。日本の文化と社会のなかだけで通用する性格が強いという△文化的了解▽志向も特徴のひとつです。

このような特徴は場合によっては問題点でもあるのですが、明確に指摘しておかねばならない問題点のひとつは、両当事者間の \wedge 相互性 \vee と \wedge 関係性 \vee が強いために、相互性・関係性を超えて責任を明確に確定することができないこと、それに、責任の程度を確定する手続がないことです。もうひとつは、 \wedge 誠意規範 \vee が心情倫理化されているために、償いの基準を形成する働きを含まないことです。従って、この規範だけに準拠して紛争を解決するためには、当事者とくに加害者が自発的に責任を引き受けていることと、加害者が引き受けようと思う責任の程度が被害者の要求する責任の程度とそれほど違いがないことが、前提になります。この前提条件がなければ、何らかの公正な基準を外から援用するか、あるいは、信頼できる第三者の関与のもとに公正な基準を形成する場を設けることが必要になります。もっと広く言えば、日常的な社会規範のなかから \wedge 公正規範 \vee を形成することが課題になります。法や実務慣行などもそのための参考にはなりますが、それだけでは充分ではありません。

ここで見落とせないのは、 \wedge 誠意規範 \vee の中にも、相手が誠意を示さない場合には、訴えを提起するという選択が組み込まれていることです。段階的に手順を踏んで要求しているのに相手方が \wedge 誠意ある対応 \vee をしなければ、提訴は最後の手段として認められています。もっとも、提訴した場合にはこういう趣旨で訴えたといねいに説明してはじめて、提訴に対する周りの人々の理解と支持が得られることとなります。隣人訴訟事件の場合には、提訴の動機が社会の人々に伝わっていなかったことが匿名の非難を招いたひとつの理由になっているようです。隣人訴訟事件を検証する新聞の特集記事が出てから、提訴にも理解を示す投書が増えているのはその証拠のひとつになりそうです。誠意がない相手方に対する訴訟が最後の手段として承認されているのですから、日本社会ではつねに訴訟が回避されるわけではありません。

五 「紛争事例研究から日本社会の研究へ」(二) — 納得のいく解決の研究 —

△納得のいく解決▽についてはお話しする時間があまりありません。二つのことを述べたいと思います。ひとつは、△納得のいく解決▽志向が成熟していく三つの段階が考えられるということ、もうひとつは△納得のいく解決▽志向に適合的な紛争解決援助手続の構築が必要だということです。

紛争当事者が△納得のいく解決▽をめざす当初には、法的解決志向と非法的解決志向は未分化なままであるのが常です(主観的未分化モデルの段階)。やがて紛争の経過の中で手続利用を考えて法的争点と非法的争点を分化させることが必要になります(専門分化モデルの段階)。調停を利用するのであれば、非法的解決志向が強くなるざるをえません。訴訟はもつぱら法的争点のみを扱う手続ですので、訴訟を利用すれば、非法的争点は未解決のまま残されることとなります。もつとも、日本社会では現在も訴訟は身近とは言えず大きなコストもかかりますので、非法的争点とともに法的争点をかかえていても、まず調停を利用することがあります。この場合には調停において、法的争点にも対応することが求められることとなります。日本の裁判所における調停には裁判官が主宰者として参加していますので、その役割も果しています。

いきなり訴訟になれば法的争点だけが議論されることになり、両当事者は言いたいことを言えないまま、どちらも納得できない判決に至るといふ結果になりがちです。例えば調停の場で紛争当事者の感情的なしこりが解けて、訴訟にまで至らないで収まる非法的解決志向の強い紛争もあるはずです。いきなり訴訟になったばかりに△納得のいく解決▽からさらに遠のく結果になるのは不幸なことです。隣人訴訟事件はその典型です。

最後の段階では、ひとたび分かれた非法的解決志向と法的解決志向が統合される解決が考えられます(反省的統合モデルの段階)。例えば、訴訟の場で法的争点についての判断が見通せるようになってから、訴訟上の和解のように、法的解決内容に非法的解決の部分を加えた解決もあれば、判決後に、その判決を基礎に交渉による和解的な解決を加えることもあります。このように、紛争当事者の解決志向は、紛争解決過程では、法的解決志向と非法的解決志向の未分化な段階から専門分化した段階を経て反省的統合の段階へと成熟していくのではないかと思います。もちろんこれは仮説的なモデルですから、実際には、途中でどの段階かが抜けることもあれば、最後までいかない場合もあります。しかしこのモデルを手がかりにすれば、紛争の解決過程におけるA納得のいく解決志向のあり方が認識しやすくなります。

A納得のいく解決志向に適合した紛争解決援助手続をどのように構築するかが次の課題になります。とりわけ、調停といえ、今までは裁判所における民事調停と家事調停だけが思い浮かべられました。ADR法もできましたので、民間も含めて広い意味での調停が問題とされやすくなりました。日常世界との適合性や連続性を考えますと、日常世界で失われてきた紛争解決の知恵をどのように再構築するかが問われます。当事者だけでは難しかった話し合いを第三者の援助の手をかりて確保することが急務になってきました。いわば安心して利用できる対話促進型調停が身近にあれば、泣き寝入りもいきなりの訴訟も少なくなりますし、訴訟を利用しなければ解決できないような紛争だけが訴訟に向かうようになります。民事調停と家事調停では現在でも説得型や互譲幹旋型の調停が普及しているようにみえますが、これから期待されるのは、紛争当事者のA納得のいく解決志向に適合した対話促進型調停ではないかと思えます。専門的紛争に対して専門的判断を求める評価型調停の必要性もあり

ます。これら二つの調停類型はまだ現在の日本社会には普及しているとは言えません。相対交渉と訴訟の中間に、利用しやすい裁判外の紛争解決援助手続(ADR)を設けること、とりわけ対話促進型調停の仕組みを設けることがますます必要になります。

ただ、当事者間の交渉力格差が著しく大きい場合や法的責任の有無が真正面から争われるような場合、さらには全く話し合いには応じようとならない相手方の場合には、たとえ調停者が対話を促進させる実践知を持っていたとしても、調停の利用による解決は難しいと言えます。この場合には、訴えの提起によって相手方を訴訟の場へ引き出して法的対話を迫る必要があります。調停には調停の理念的な限界があります。それゆえに、調停の理念の固有性と調停の可能性を追求すると同時に、調停を訴訟とどのように連携させるかが大きな課題になります。

民間の調停においても裁判所の民事調停・家事調停においても、対話促進型の運営が拡大していけば、その活用により感情的な対立をそのまま訴訟に持ち込むことは少なくなり、訴訟提起されるのは、訴訟でなければ解決しづらい紛争に限定されてくるのではないかと期待されます。これからは、手続利用者の視点からみると、訴訟の場でも、日常的に理解可能な対話を回復できる可能性を追求することが、これまで以上に求められるようになると思います。というのも、紛争当事者の△納得のいく解決▽志向はどのような手続のなかでも尊重される必要があるからです。

このようにみてきますと、これからは、当事者の視点からは、相対交渉から調停を経て訴訟にいたる手続利用のあり方を論じる手続選択の理論が求められるようになります。どのような手順でどのような手続を利用したら自分の△納得のいく解決▽が得られるかがわかるような理論です。制度運営の視点からは、紛争当事者の△納得のい

く解決V志向に適合した紛争解決援助手続の連携のあり方を解明する手続連携の理論が課題になるのではないかと思います。

六 結び

私たちが今一番必要としているのは、日常世界との連続性・適合性をもったADR、特に対話促進型の調停の場ではないかと思えます。紛争当事者が自分たちだけでは言いたいことを言い合うことができなくなった場合に、第三者の関与のもとで話し合いによるA納得のいく解決Vを目指すことができる場です。かつては、地域社会にいる世話役(有力者や知恵者)が、間に入って紛争当事者と一緒に話し合う場を作ることがありましたが、現在では世話役もそのような場も失われてきました。紛争当事者間で話し合う身近な場がないからといって、紛争になれば直ちに訴訟を提起しなければならぬとすれば、紛争当事者は大きな負担を余儀なくされるばかりでなく、両当事者が求めるA納得のいく解決Vからも遠ざかることとなります。

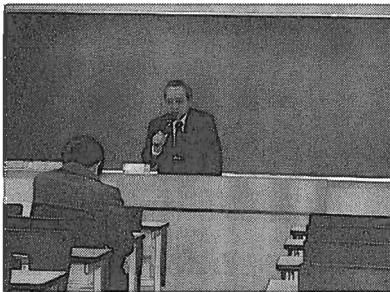
話し合いの場を重視するのであれば、ひとつの方法は裁判所における調停の場を活用することです。すなわち、民事調停と家事調停を、調停者主導の説得型から当事者主役の対話促進型へと改革していくことです。もう一つの方法は、民間にも対話促進型の調停の仕組みを整えること、このような調停を担うことができる調停者を育成することです。これからのADRの研究・教育の課題のひとつは、日本社会に紛争当事者間の対話による解決を援助しうる調停の仕組みとそのような対話促進型調停を担うことのできる調停者を育成することです。私たちが日常実践している対話には脆いところがあります。紛争の発生によってその対話は損なわれてしまいます。それゆえに調停者の援助の下にその対話を回復させる場をつくることが望まれるのではないかと思います。私は、

対話促進型調停の可能性とその限界を明らかにするとともに、訴訟との連携を視野に入れた研究をこれからも進めていきたいと思っているところです。どうもご清聴ありがとうございました。

(本稿は、三月一〇日に開催された第二回FD研究会で話した内容に加筆修正を施したものです。)

吉田勇教授 略歴

- 一九四五年五月 長崎県佐世保市に生まれる。
一九七一年三月 九州大学大学院法学研究科修士課程(基礎法学専攻)修了
一九七一年四月 九州大学法学部助手
一九七一年十月 九州大学産業労働研究所助手
一九七九年四月 熊本大学法学部講師
一九八一年二月 熊本大学法学部助教授
一九八九年七月 熊本大学法学部教授
一九九八年四月―二〇〇一年三月 熊本大学評議員
二〇〇一年四月―二〇〇三年三月 法学部長
二〇〇五年四月―二〇〇七年三月 法学部長
二〇〇八年四月 熊本大学大学院社会文化科学研究科教授
(現在に至る)



最近の主な研究業績

「日本社会における『法化』論の射程」 吉田勇編著『法化社会と紛争解決』（成文堂、二〇〇六）

「紛争解決システムの競合と連携」

同右

「末弘講義『法律社会学』の成立経緯と講義内容」 六本佳平・吉田勇編著

『末弘蔵太郎と日本の法社会学』（東京大学出版会、二〇〇七）

「司法制度改革とADRの可能性——日常世界と法の世界の架橋を求めて——」

吉田勇編著『紛争解決システムの新展開』（成文堂、二〇〇九）

「対話促進型調停の制度化可能性」

同右

「日本社会に対話促進型調停を定着させる二つの試み（一）（二）（三）」

『熊本法学』第一一六号（二〇〇九）、第一一八号（二〇〇九）

編者あとがき

この冊子は、本学社会文化科学研究科におけるFD研究の一環として行っている「知の技法の伝承」シリーズ第二弾として、講師に吉田勇先生をお迎えし、本年三月一〇日に開催されたものの講演筆録です。

先ず、学年末のたいへんお忙しいなか、講師の任に当られた吉田先生に衷心より厚くお礼申しあげます。

また、四月より本研究科新科長にご就任された岩岡中正先生には、吉田先生の打つ曉鐘の響きに見事に呼応する、力のこもった玉稿をお寄せいただき、小なる冊子とはいえ、一段格調を高めていただいたことに深く感謝申し上げます。

さて、編集子が本学に赴任して初めて知ったことばに「交渉紛争解決学」という一語があり、どんな学問分野で、どなたがご担当されているのか、などなど興味津津でした。そんな折り、よく行くコーヒーショップで、しばしば場違いなほど一心不乱に分厚いコピーの束を読んでいる品の良い紳士がおり、見るとなしに眺めていると、いつもコーヒーの冷めるもののかわとし、熱心にコピーの束に書きこみをしていて、ふと気がつくとも風のようになり立ち去っておりました。その後、社文研の代議員会でその紳士が吉田勇先生であることと、社文研のパンフレットで、先生が「交渉紛争解決学」の第一人者として「紛争解決学演習」などの授業をご担当していることを知りました。しかし依然として学問内容については皆目わかりません。そこで今回は、吉田先生の迷惑は顧みず、

ひたすら編集子の興味関心の趣くままにご講演を依頼した次第です。

結果、皆様お読みいただいたように、吉田先生が如何にして斯学のご研究に入られたか、さらにはなぜ今「交渉紛争解決学」が必要なのか等々、よくわかりいただける内容となっております。吉田先生に重ねて厚く謝意を表する次第です。

最後になってしまいました。今回も本学社会人大学院教育支援センターの坂田一浩さん、岩淵泰さんと渡邊朝美さんに深甚なる感謝を表します。坂田さんと岩淵さんには煩雑な日常業務の合間を縫って再び本冊子の基となったテーブ起こしをしていただきました。渡邊さんも前号に引き続き続いて編集その他ごまごまとした雑務一切を取り仕切っていただきました。今回も、みなさんの大なる助けがなかったら本冊子を産み出すことはできませんでした。改めて厚くお礼申し上げます。

今はまだ発表できませんが、本シリーズの第三弾としてはあつと驚く譬世の一文を鋭意準備中です。楽しみにしてお待ちいただけましたら幸いです。

七月吉日

社会文化科学研究科FD委員長

千島英一 記

2010年7月31日 発行

「知の技法の伝承」シリーズ②

「日常世界と法の世界の架橋をもとめて」

発行 熊本大学大学院社会文化科学研究科
FD委員会

印刷 ホープ印刷株式会社